

役員等の費用の弁償に関する規程
(報酬等の支給の基準)

資料 3

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 鶴見乳幼児福祉センター（以下「法人」という。）定款第2章第8条及び第4章第二一条に関する事項に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規程の役員等の範囲は定款第二章第五条、六条及び第四章第一五条に規定する次に掲げるものをいう。

- 一 評議員
- 二 理事
- 三 監事
- 四 評議員選任・解任委員
- 五 苦情解決第三者委員

(報酬)

第3条 この法人の役員等報酬は、勤務実態に即して支給する。

2 前項の報酬は法人の定める就業規則、給与規程等を準用する。

(役員会議等旅費日当)

第4条 この法人が定款で定めた評議員会、理事会、監事による監査を実施した場合の報酬は、開催場所・時間を問わず別紙のとおりとする。

但し役員である園長については適用しない。

2 前項の報酬は、この法人に係るその他会議等に参加した場合にも適用する。

(改正)

第5条 この規程改正は評議員会の議決により行う。

付則 この規程は、平成17年5月30日から施行する。

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

この規程は、平成28年12月18日から施行する。

この規程は、令和3年11月6日から施行する。

この規程は、令和5年6月17日から施行する。

※源泉徴収後の額を支払うことになっていたが、支払う額を10,000円とし、源泉額は含まない（下記）ことにする。

